

総務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第二号
国土交通省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和元年七月十二日

総務大臣 石田 真敏

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、
総務省、厚生労働省、
経済産業省、告示第二号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>〔略〕</p> <p>第2 社外高度人材活用新事業分野開拓</p>	<p>第1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

一 計画期間

計画期間は二年間から十年間程度とする。

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の新規中小企業者等にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。

三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によつて、市場において事業を成立させることを指す。「需要が著しく開拓されること」が必要であり、これは新規中小企業者等が、新事業活動によつて、新市場を創出し、消費者の需要を大いに取り込むことで、持続的なキャッシュ・フローを確保し、計画期間内において、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者で

ある会社となることが可能となる程度に新商品又は新役務の需要を増加させることをいう。

2|| 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

一|| 社外高度人材の有すべき知識又は技能は、次のいずれかに関連するものであること。

イ|| 製品・サービスの開発に貢献すること。

ロ|| 事業拡大や販路拡大に貢献すること。

ハ|| 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること。

ニ|| 社外高度人材の新事業分野開拓に対する貢

献の内容は、当該社外高度人材の有する知識又は技能に応じ、前号に掲げるいずれかに該当するものであること。

三 社外高度人材の活用方法は、雇用（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百二十三条に規定する雇用をいう。）以外の方法であつて、当該新規中小企業者等と当該社外高度人材の間の契約に基づくものとする。

3 社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たつて配慮すべき事項

一 国は、新規中小企業者等に対して、必要な制度概要等の情報の周知徹底に努めるものとする。

二 国は、新規中小企業者等が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第八条第一項の規定に基づき社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

三 関係省庁は密接に連携し、主務大臣の決定を迅速に行う等、申請者の立場に立った制度運用に努めるものとする。

四 国は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき、合理的かつ客観的な認定基準を設定した上で、適切な認定を行い、認定後も当該計画の実施状況について継続的な確認に努

めるなど、適切な運用を行うこと。

以下（略）

以下（略）

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。